

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度剣淵町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 39,358 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 450,057 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和5年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	179,488	127,431			8,321	43,736
	高齢者福祉費	100,611	5,390		3,860	14,603	76,758
	児童福祉総務費	12,856	3,388	5,700	2,554	194	1,020
	児童措置費	28,903	24,544			697	3,662
	保育所費	57,472	3,412		1,875	8,341	43,844
	児童福祉施設費	7,616	2,676		990	631	3,319
	小計	386,946	166,841	5,700	9,279	32,787	172,339
保健衛生	保健総務費	27,807	5			4,444	23,358
	健康推進費	35,304	14,891		7,106	2,127	11,180
	小計	63,111	14,896	0	7,106	6,571	34,538
合計		450,057	181,737	5,700	16,385	39,358	206,877

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。